議　第　104 号

沼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

沼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

沼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　沼津市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第２条中「給料」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第４条の３第２項中「沼津市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第16号）」を「職員給与条例」に改め、同条を第４条の４とし、第４条の２を第４条の３とする。

第４条第１項中「沼津市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第16号）」を「職員給与条例」に、「第４条の３」を「第４条の４」に改め、同条第２項中「 100分の 230」を「 100分の 235」に改め、同条を第４条の２とし、第３条の次に次の１条を加える。

（単身赴任手当）

第４条　第２条の単身赴任手当の額は、沼津市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第16号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による額とする。

第２条　沼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条中「単身赴任手当」の次に「、転居手当」を加える。

第４条（見出しを含む。）中「単身赴任手当」の次に「及び転居手当」を加える。

第４条の２第２項中「 100分の 235」を「 100分の 232.5」に改める。

付　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の沼津市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職条例」という。）第２条及び第４条の規定は令和８年４月１日から、第１条の規定による改正後の特別職条例第４条の２の規定は同年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　第１条の規定による改正後の特別職条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の沼津市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第１条の規定による改正後の特別職条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「提案理由」

一般職常勤職員の例に倣い、特別職の職員の期末手当を改めるとともに、単身赴任手当及び転居手当を新設するほか、所要の改正を行うものである。